

令和2年 4月30日

1、2、3、4年生 保護者 様  
特別支援学級 保護者 様

焼津市立豊田小学校  
校長 浅賀 貞春

### 臨時休校期間中の児童の居場所提供について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動について、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、臨時休校再延長に伴い、引き続き居場所提供を行います。この取組は、感染症の拡大を防ぐための緊急措置であり、全ての児童が御家庭で過ごすことが原則です。

しかし、皆様の御家庭やお子様の生活安定の一助とするため、学校にお子様の居場所を提供します。

つきましては、下記のように実施しますので、目的や方法等を御理解いただいたうえで、必要と思われる御家庭は、学校に御相談ください。

### 記

1 期間 令和2年5月7日（木）から20日（水）までの平日のみ

2 時間 午前8時から午後2時まで

学校に来る時刻、帰る時刻は上記時間内で自由とする。

**\*7、8日の臨時登校日は、受付開始時刻が児童の登校と重なりますので、車での来校はできるだけ御遠慮ください。なお、登校した児童については、下校させず、そのまま受け入れます。連絡票をお子様を持たせるようお願いします。**

3 対象児童生徒・家庭

○ 通常学級に在籍する1、2、3、4年生の児童

特別支援学級に在籍する全学年の児童

（放課後児童クラブに所属している児童も含む）

○ **保護者が仕事等で日中不在となり、居場所がないため、家でお子様だけで過ごすことになり、お子様だけでは家での生活が難しい御家庭**

\*本校では、100名以上の子供たちを受け入れています。「三つの密や換気等に十分配慮しておりますが、家で過ごすよりも人が集まることによる感染リスクは高くなるということ」「今後もこの状況が続くことになると、家庭で子供だけでも過ごせるようにしていくことも必要になると考えられること」などを考慮したうえで、申込みをするようお願いします。）

※ 上記の条件を満たす児童の保護者からの申し出を受け、校長が決定する。

#### 4 申込みについて

- (1) 居場所提供の利用を新たに希望する保護者は、学校に電話を入れ、学級担任に家庭の状況等を説明する。引き続きの申込みは、朝の受付時に、その旨を職員にお伝えください。
- (2) 学校は受け入れ可否の決定を行い、その結果を保護者に連絡する。

#### 5 児童の1日の過ごし方

- (1) 児童は、保護者が送って学校に来る。
- (2) 若木っ子ホール入り口で受付職員に学級と氏名を申告するとともに、帰宅時刻等が記入された「連絡票」を毎回提出する。健康チェックカードもお持ちください。
- (3) 指定された教室、体育館、運動場等で過ごす。
- (4) 教室では、自習（課題に取り組む）等を行う。必要なものを持参する。
- (5) 昼食が必要な児童は、弁当・水筒等を持参し、決められた時間・場所で食事をする。
- (6) 受付職員に申告して、決められた場所から出て帰宅する。
- (7) 帰宅は保護者の迎え、または徒歩とする。帰宅は保護者が家庭で確認する。

#### 6 学校職員の対応方法

- (1) 児童が過ごす場所に、確実に職員が目が入る態勢を取る。
- (2) 自学自習を基本とする。ただし、安全面に係ることや、他の児童が困るような場合には、指導や注意をする。
- (3) 児童個々の学校に来た時刻、帰る予定の時刻、実際に帰った時刻を記録する。
- (4) 怪我や体調不良の場合は保護者の迎えによる帰宅を基本とする。ただし、軽微な怪我や一時的な体調不良は保健室で対応する。

#### 7 緊急時の対応方法

- (1) 災害発生時には、学校の防災対策マニュアルに基づいた対応を行う。
- (2) 怪我などの場合に、「日本スポーツ振興センター」災害給付の対象となる。

#### 8 その他

- (1) 臨時休校措置の趣旨に基づいた対応が基本であるため、学校は健康な児童に対して居場所を提供する。体調不良の児童は、自宅で過ごす。
- (2) 「児童全員が自宅で過ごす」ことが原則である。したがって、対象外の児童については、家庭で過ごす。
- (3) マスクを着用する。（給食用の布マスクでもかまいません。ない場合には、学校のものを使用する。）

担当 教 頭	高木 裕美子
電話	6 2 8 - 3 2 0 1